

八、小作委員会の提案
① 小作料の減免並小作料一割前新増

② 減免率を定めること及び減免率の決定

③ 委員会の組織及び委員の選定

④ 委員会の権限及び委員の職務

⑤ 委員会の組織及び委員の選定

⑥ 委員会の権限及び委員の職務

⑦ 委員会の組織及び委員の選定

⑧ 委員会の権限及び委員の職務

⑨ 委員会の組織及び委員の選定

⑩ 委員会の権限及び委員の職務

⑪ 委員会の組織及び委員の選定

⑫ 委員会の権限及び委員の職務

⑬ 委員会の組織及び委員の選定

⑭ 委員会の権限及び委員の職務

法人協同會福岡出張所

法人協同會福岡出張所

(イ) 本事業の開始動機

企救町附近は年々小作料減免要求の争議が勃發し紛議を重ねつゝ、あゝるに鑑み之を未然に防止し地主小作人間の感情の融和を圖り、圓滿協定を遂げん爲に本事業の開始を見たるものである。

(ロ) 検見の方法

地主又は小作人より検見を申出でしめ其の申出により委員長並に委員立會實地に付一筆毎に検見し各委員は一筆毎の減免率を所定の用紙に記入し之を持ち寄り協議決定す其際減免率が各委員間に一致を見ざる場合は委員長之を決定すこの決定したる減免額を申出たる地主、小作人に通知す、此の決定額には地主小作人とも一切不服を申立つるを得ず、尙關係地主、小作人は検見の現場に参加